

美容所の開設手続きについて

1 開設届記入上の注意

- (1) 表面・裏面の太枠内を黒のペン・ボールペンを用いて、かい書で記入してください。
- (2) 2人以上の美容師が従事する場合は、管理美容師の記載欄を記入してください。なお、管理者となる管理美容師は他の美容所に従事することはできません。
- (3) 従事者の欄には美容師のほか、その他の従事者(無資格者)についても記入してください。(無資格者である場合は資格及び健康診断の記載欄を斜線で消してください。)
- (4) 裏面の構造設備の概要欄に該当事項を○で囲み、枠内に必要事項を記入してください。法令により詳細に定められていますので、わかりにくい点は、必ず事前に保健所衛生課に相談してください。

2 添付書類

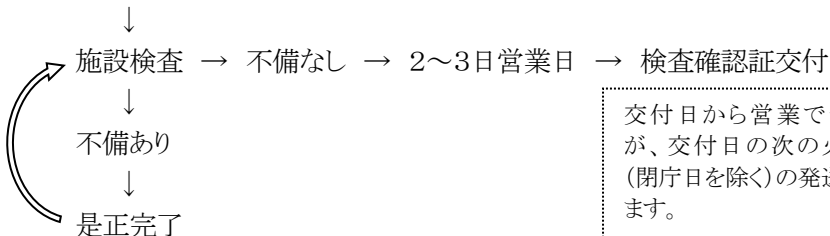
- (1) 施設平面図(A4 又は A3 サイズの用紙に記載してください。)
施設平面図は、裏面の例を参考に記入してください。設計図等の添付でもかまいません。面積、高さ等は、すべて有効寸法(内のみ)で記入してください。
- (2) 付近見取図(A4 又は A3 サイズの用紙に記載してください。)
同じフロアに他の店舗等がある場合はフロー図も添付してください。
- (3) 開設者が法人の場合
登記事項証明書(発行後6ヶ月以内のもの。)
- (4) 開設者が外国人の場合
国籍等の記載のある住民票の写し(発行後6ヶ月以内のもの。)
- (5) 美容師免許証(原本。確認後返却します。)
管理美容師を含む全員分を提示してください。
免許記載の氏名と現在の氏名が異なる場合、氏名の変更が分かるものが必要です(戸籍抄本等)。
- (6) 管理美容師資格認定講習会修了証書(原本。確認後返却します。)
2人以上の美容師が従事する場合は、管理美容師が必要です。
- (7) 健康診断書(結核、皮膚疾患等の有無。診断日から3ヶ月以内のもの。)
管理美容師を含む美容師全員分を添付してください。
- (8) 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書

3 申請手数料

16, 000円

4 検査確認を受けるまでの流れ

開設予定日10日前までに 開設届提出 → 受理、施設検査予定日の決定



5 その他

理容所と美容所を重複開設する場合は、理容所と美容所それぞれの開設届が必要になります。また、重複開設施設の従事者全員が、理容師と美容師の両方の免許を所持している必要がありますのでご注意ください。

問合せ先

姫路市保健所衛生課 環境衛生担当

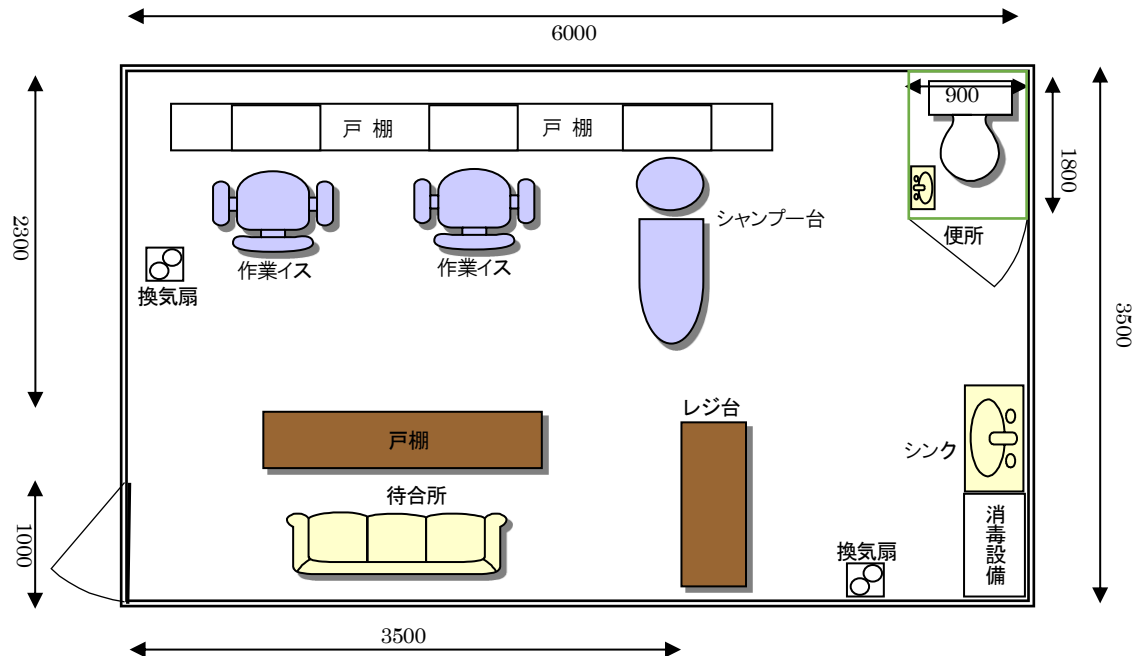
〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

TEL 079-289-1633 Fax 079-289-0210

美容所の構造設備基準(概要)

施設一般	構造	- 外部（ビルや住居などの建物内の一部分で開設する場合については、居住部分や他の営業など開設しようとする業に関係がない部分）と隔壁等により完全に区分すること。 - 作業場及び待合所を設けること。 - 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
	設備	- 室内空気を汚染する構造の燃焼器具（石油ファンヒーター、ガス湯沸し器など）がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。 - ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。 - 消毒設備を設けること。 - 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。
	その他	- 使用水は、原則として上水道を使用すること。井戸水を使用する場合は、水質検査で飲用適の確認を受けた水を使用すること。 - 空気1 m³中の炭酸ガスの量を5 c m³以下にすること。 - ねずみ昆虫等の防除をすること。
待合	構造	待合所は、作業場と明確に区画されていること。（作業場に応じた適当な広さを有し、待合所の客が作業場へ不意に侵入できないようにしてください。）
作業場	構造	- 作業場床面積は、作業イス2脚までは9.9 m²以上とし、作業イス2脚をこえて1脚を増すごとに、美容所では1.65 m²以上を増したものとすること。 - 天井は、床面から2.1 m以上の高さとする。 - 床面は、清掃が容易に行える構造とすること。
	設備	- 温水を供給することができる洗髪設備を設けること。（ただし、頭髮に係る作業を行わない施設であって、衛生上の支障がない場合は洗髪設備の設置しないことができます。） - 石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗い設備を設けること。 - 洗場は流水装置とすること。 - 器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。（省令に定める消毒方法が可能な薬品等を備えてください。） - 消毒済の器具、タオル等を収納できる容器又は戸棚を設けること。
	その他	- 美容に関係のない用途に使用しないこと。 - 美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。

施設平面図の記載例(できる限りA3・A4サイズの用紙に記載してください)



美容所を開設された方へ

1 美容の業を行う場合の衛生上の措置の基準について(概要)

・皮膚に接する布片及び器具(クリッパー・はさみ・くし・刷毛・ふけ取り・かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具)はこれを清潔に保つこと。 ・皮膚に接する布片は客一人ごとにこれをとりかえ、皮膚に接する器具(クリッパー・はさみ・くし・刷毛・ふけ取り・かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具)は客一人ごとにこれを消毒すること。 ・消毒方法		法 省 令
器具の種類	消毒方法(下記のいずれか)	
・かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用するものを除く。) ・かみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるもの	器具を十分に洗浄した後 ・沸騰後2分間以上煮沸する。 ・エタノール(76.9～81.4%)中に 10 分以上浸す。 ・次亜塩素酸ナトリウム(0.1%以上)水溶液中に 10 分以上浸す。	
上記以外の器具	器具を十分に洗浄した後 ・20 分間以上 85 μW/cm²以上の紫外線を照射する。 ・沸騰後 2 分間以上煮沸する。 ・10 分間以上摂氏 80℃を超える湿熱に触れさせる。 ・エタノール水溶液中に 10 分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふく。 ・次亜塩素酸ナトリウムが 0.01%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。 ・逆性石けんが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。 ・グルコン酸クロルヘキシジンが 0.05%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。 ・両面界面活性剤が 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す。	
・作業場には、作業に関係のない者をみだりに出入りさせないこと。 ・常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。 ・手指のつめは、常に短くし、作業着手前、客一人ごとに石鹸又は消毒液で洗うこと。 ・客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。 ・皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、消毒し又は洗浄して常に清潔に保つこと。 ・消毒液は適正な濃度のものを調整し、清潔に保つとともに、適時有効なものと取り替えること。 ・客の耳孔又は鼻孔はそらないこと。 ・衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。 ・毛そりに用いる石けん液は、客一人ごとに取り替えること。 ・感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。 ・感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。 ・昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪等の廃棄物の処理を完全に行うこと。		条 例

2 検査確認証の掲示

検査確認証を美容所の見やすい位置に掲示すること(市規則)。
 検査確認証を破り、汚し、又は失った場合は、届出により再交付を受けることができます(手数料無料)。

3 次の事項が生じた場合は、保健所への届出が必要になります。

- (1) 美容所の施設を変更(増改築等)したとき。なお、増改築等の規模によっては新規開設となることもあります。事前にご相談ください。

【必要な書類】

- ① 届書(用紙は保健所衛生課にあります。姫路市保健所ホームページからもダウンロードできます。)
- ② 変更後の施設の図面(施設の寸法(内のり)・面積・構造設備の配置のわかるもの)

- (2) 従事者を変更したとき(新たに美容師を雇用した、又は退職した場合)。

【必要な書類】

- ① 届書(用紙は保健所衛生課にあります。姫路市保健所ホームページからもダウンロードできます。)

- ② 雇用した美容師の免許証の原本

- ③ 雇用した美容師の診断書(結核、皮膚疾患等の有無、診断日から3ヶ月以内のもの。)

- ④ 管理者変更の場合は管理美容師講習会修了証書の原本

※ ②、④について、婚姻等で氏名変更等の手続きをしていない場合は、変更の事由の内容がわかる書類(戸籍謄本・抄本等)を準備してください。

- (3) 美容所の名称を変更したとき。

【必要な書類】

- ① 届書(用紙は保健所衛生課にあります。姫路市保健所ホームページからもダウンロードできます。)

- ② 検査確認証

- (4) 開設者の住所・氏名(法人の場合は代表者)を変更したとき。

(開設者の氏名の変更(婚姻等)や住所の変更(引越し)等に伴う変更です。)

【必要な書類】

- ① 届書(用紙は保健所衛生課にあります。姫路市保健所ホームページからもダウンロードできます。)

- ② 氏名の変更の事由の内容がわかる書類(戸籍謄本・抄本等)

- ③ 法人の場合は登記簿謄本

- ④ 検査確認証の記載事項に変更がある場合は検査確認証

- (5) 相続や法人合併、事業譲渡により開設者を変更したとき。

所定の手続きがありますので、保健所までご相談ください。

- (6) 美容所を廃止したとき。

【必要な書類】

- ① 届書(用紙は保健所衛生課にあります。姫路市保健所ホームページからもダウンロードできます。)

- ② 検査確認証

- (7) 次の場合は変更届ではなく、新たに新規開設の扱いになります。

- ① 美容所の場所を移転するとき。

- ② 大規模な構造設備の変更(もとの施設のおおむね1/2以上)をするとき。

【 問合せ先 姫路市保健所衛生課 〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 TEL 079-289-1633 】